

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例
(平成29年3月30日京都市条例第55号)(交通局営業推進室)

電子的方法により金額等が記録される証票を用いた定期券の発行を新たに開始することとすることに伴い、当該定期券に関する取扱い及び手数料について定めることとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

(京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部改正)

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とする。

第18条第1項中「定期券の書換え又は旅客運賃の払戻し」を「旅客運賃の払戻し、乗車券の再発行又は定期券の書換え」に改め、同条第2項中「500円」を「510円」に改め、同条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(乗車券の再発行)

第18条 発行済みの乗車券は、別に定める場合を除き、これを再発行しない。

(京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部改正)

第2条 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「払いもどし等」を「払戻し等」に改め、同条第1項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、「乗車券の」の右に「再発行若しくは」を加え、「200円」を「510円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 旅客は、紛失、滅失その他の理由により乗車券を使用することができなくなったときは、別に定める場合に限り、再発行を請求することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)